

地域活性学会 2010 年度 総 会 配 布 資 料

司会進行（議長）：本部理事 尾羽沢 信一

日時：2010年7月10日(土) 12:30~13:20

会場：小樽商科大学 第1会場（160教室）

— 次 第 —

1. 開会宣言 大会実行委員長 伊藤 一 理事
2. 開催校代表挨拶 小樽商科大学副学長 和田 健夫 氏
3. 報告事項
 前回総会（2009年7月11日）～今回総会まで
4. 決議事項
 第1号議案 2009年度決算承認の件
 第2号議案 2010年度予算案・事業計画案承認の件
 第3号議案 役員変更承認の件
5. 来賓挨拶 北海道経済産業局長 柚原 一夫 氏
6. 来賓挨拶 北海道経済部食関連産業振興室長 永田 吉則 氏
7. 次回開催校について 早稲田大学（東京都）
8. その他

以上

1. 報告事項 2009年7月11日～2010年7月10日

(1) 活動の概要

地域活性学会は、

- ①地域活性化を担う専門的な人財の育成 (教育)
 - ②地域活性化の理論と方法の学際的な探究 (研究)
 - ③地域活性化に関する研究成果の地域への還元 (地域貢献・政策提言)
 - ④地域活性化に関する国内外の研究ネットワークの構築 (国内連携・国際交流)
- の4点を柱に据え、活動しております。

これらの活動を推進するために、下記委員会を設け、研究と交流を進めています。

- ①総務・企画委員会(委員長：法政大学 岡本義行)
学会の運営全般、研究大会、理事会等の運営を所管しています。
- ②広報・交流委員会(委員長：農林水産省 木村俊昭)
学会の活動内容・成果を広く国内外に発信するとともに、地域間交流、国際交流を推進しています。
- ③研究推進委員会(委員長：法政大学・中嶋聞多)
各種研究活動の推進を支援しています。
- ④学会誌編集委員会(委員長：高崎経済大学・大宮登)
「地域活性研究」などの学会としての刊行物の編集・発行を所管しています。

(2) 活動実績 (前回総会以降)

①理事会

2009年8月28日 法政大学
2009年11月9日 法政大学
2010年3月2日 法政大学
2010年6月1日 法政大学
2010年7月9日 小樽商科大学札幌サテライト

②研究部会

5つの研究部会が活発に研究会、ワークショップなどを開催しました。
研究部会での成果は本研究大会内の部会セッションで報告いたします。

文化観光部会
防災研究部会
地域イノベーション部会
地域活性化人財教育部会
温泉部会

③共催、後援行事

「地域活性化シンポジウム in 小樽商科大学」(共催)

日 時：2009年9月26日(土) 13:10～16:30

場 所：小樽商科大学

主 催：小樽商科大学、室蘭工業大学、地域活性学会、地域活性機構

「ラボカフェ：洪庵塾カフェ特別シンポジウム

雇用創出の起爆剤となるか、「観光学」の全貌を知ろう」(後援)

日 時：2010年1月25日(月) 12:50～18:00

場 所：大阪国際会議場

主 催：国立大学法人大阪大学コミュニケーションデザイン・センター(CSCD)

「熱海(泉地区)・湯河原の広域的地域活性化を考える」(後援)

日 時：2010年1月26日(火) 15時00分～17時30分

場 所：湯河原観光会館(神奈川県)

主 催：内閣府経済社会総合研究所

「地域活性化フォーラム in 伊達 2010」(後援)

日 時：2010年2月3日(水) 14時30分～17時30分

場 所：だて歴史の杜カルチャーセンター ハーパーホール

主 催：法政大学、伊達市

「スイスに学ぶ インバウンド 3000 万人時代に向けて」(後援)

日 時：2010年2月25日(木) 13:30～16:30

場 所：法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナード・タワー26階スカイホール

主 催：日本商工会議所・法政大学地域研究センター

「地域活性化の施策と人材育成」(後援)

日 時：2010年2月26日(金) 9:30～17:00

場 所：法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナード・タワー26階スカイホール

主 催：法政大学大学院政策創造研究科大学改革推進事業事務局

「地域活性化のための人材育成－産官学連携の観点から－」(後援)

日 時：2010年3月1日(月) 14:00～17:00

場 所：大手町ファーストスクエアカンファレンス

主 催：内閣府経済社会総合研究所

「地域活性化のための人材育成勉強会～燃える地域活性化のエキスパートたち～」
(後援)

日 時：2010年3月21日(日)-22日(月) 8:00-18:00

場 所：法政大学 市ヶ谷キャンパス 富士見坂校舎 1階遠隔講義室

主 催：地域活性機構

「21 世紀の「日本語教育」を共に考える集い ～日本人・日本社会に貢献する
「日本語教育」その新たな地平をきりひらく～」(後援)

日 時：2010 年 6 月 26 日(土), 13:30～17:20

場 所：東京大学駒場キャンパス 12 号館 2F 1225 教室

主 催：(社)日本語教育学会 日本語教育振興法法制化ワーキンググループ

「法政大学大学院政策創造研究科 地域活性特論公開授業「岩国哲人氏特別講義」
(後援)

日 時：2010 年 6 月 12 日(土)13:30-15:00

場 所：法政大学 外濠校舎 4 階 S407 教室

主 催：法政大学大学院政策創造研究科

④機関誌発刊

「地域活性研究」Vol.1 (ISSN-2185-0623)

発行日 2010 年 3 月 31 日

発行部数 1,000 部

ページ数 295 ページ

応募論題 42 本

掲載本数 28 本 (論文 6 本、研究ノート 8 本、事例報告 14 本)

依頼原稿 1 本 (清成会長講演録)

⑤ニュースレター

電子メールにて全会員に配信しております。

No.1 (2009 年 8 月 1 日)

No.2 (2009 年 9 月 4 日)

No.3 (2009 年 10 月 19 日)

No.4 (2009 年 12 月 9 日)

No.5 (2010 年 1 月 8 日)

No.6 (2010 年 1 月 14 日)

No.7 (2010 年 2 月 12 日)

No.8 (2010 年 2 月 18 日)

No.9 (2010 年 4 月 15 日)

No.10 (2010 年 4 月 23 日)

No.11 (2010 年 5 月 12 日)

No.12 (2010 年 5 月 21 日)

No.13 (2010 年 6 月 2 日)

No.14 (2010 年 6 月 14 日)

No.15 (2010 年 7 月 5 日)

(3) 会員の状況

2010年7月1日現在

(1) 会員総数（人・団体）

会員種別	7/1 現在	昨年同月比	増減
個人会員	351	257	+94
学生会員	89	56	+33
団体会員	15	13	+2
合計	455	326	+129

(2) 個人会員（学生会員を含む）の属性

大学・研究者	134人	30.5%
一般企業	98人	22.3%
団体職員・行政関係者	106人	24.1%
学生（社会人学生含む）	89人	20.0%
その他	13人	3.1%
合計	440人	100%

(3) 個人会員（学生会員を含む）の在住地域

北海道	28人	6.4%
東北	24人	5.5%
関東甲信越	261人	59.3%
東海	28人	6.4%
北陸	12人	2.7%
近畿	33人	7.5%
中国・四国	31人	7.0%
九州・沖縄	23人	5.2%
合計	440人	100%

(4) 団体会員（敬称略・50音順）

企業

網走信用金庫
エスアールジャパン株式会社
株式会社公共ファイナンス研究所
株式会社サイモンズ
全国ソフトウェア協同組合連合会
株式会社宣伝会議
株式会社 談広告
ファミリー株式会社

市町村等

潟上市
北杜市
松本市
財団法人 横浜企業経営支援財団

大学

法政大学地域研究センター
松本大学

NPO

NPO 法人浅間山山麓国際自然学校

2. 第1号議案 2009年度決算承認の件

地域活性学会 2009年度収支報告書

貸借対照表

2010年3月31日現在

単位=円

資産・負債別／科目		金額	備考
資産の部	流動資産	普通預金(三菱東京UFJ)	1,295,216
		未収入金	157,411
		流動資産合計	1,452,627
資産合計		1,452,627	
負債の部	流動負債	未払費用	1,967,485
		流動負債合計	1,967,485
負債合計		1,967,485	
正味財産の部		-514,858	
(うち当期収支差額)		4,304	
負債及正味財産合計		1,452,627	

地域活性学会 2009年度収支報告書

損益計算書

2009年4月1日～2010年3月31日

単位=円

収入の部

	予算	決算	増減	備考
年会費収入	5,800,000	3,713,000	-2,087,000	
大会参加費	1,000,000	1,837,500	837,500	出展料31,500×5社=157,500円を含む。
研究誌掲載料	0	290,000	290,000	1万円×29名
利息収入	0	155	155	
合計	6,800,000	5,840,655	-959,345	

支出の部

	予算	決算	増減	備考
大会開催費	1,500,000	1,452,015	-47,985	第1回研究大会(法政大学) 会場費、諸謝金、スタッフ人件費、懇親会費
学会誌出版費	2,000,000	1,546,970	-453,030	「地域活性研究」第1号発刊
印刷費	0	813,015	813,015	第1回研究大会論文集「今、求められる『地域力』とは」発刊
部会費	300,000	109,972	-190,028	防災部会(12,882円)、イノベーション部会(20,000円)、温泉部会(77,090円)
研究会等開催費	500,000	587,245	87,245	理事会・シンポジウム開催費用
運営費		57,750		シンポジウム看板、生花、受付スタッフ
運賃		157,460		開催案内等送付
会合費		146,945		理事会
消耗品費		225,090		封筒等
その他・予備費	480,000	1,027,134	547,134	
支払手数料		136,697	136,697	自動引落システム(三菱UFJﾌﾞﾗﾝｸ)使用手数料、振込手数料
広告宣伝費		890,437	890,437	入会案内リーフレット、大会案内リーフレット作成
事務委託費	1,500,000	300,000	-1,200,000	月25,000×12か月=300,000円
合計	6,280,000	5,836,351	-443,649	

収支

	予算	決算	増減
当期収支	520,000	4,304	-515,696
昨年度繰越	-519,162	-519,162	
翌年度繰越	838	-514,858	

監 査 報 告 書

地域活性学会

会長 清成 忠男 殿

当学会の2009年4月1日から2010年3月31日までの収支報告書及び、2010年3月31日現在の貸借対照表は、当学会の状況を正しく示しているものと認めます。

2010年7月1日

監事・公認会計士

西 浦 道 明 ⑩

3. 第2号議案 2010年度予算案・事業計画案承認の件

(1) 予算案

収入の部

単位=円

	今年度予算	昨年度実績	増減	備考
年会費収入	5,300,000	3,713,000	1,587,000	正会員@10,000×400名=400万 学生会員@3,000×100名=30万 団体会員@50,000×20団体=100万
大会参加費	1,200,000	1,837,500	-637,500	出展料、要旨集後日販売分を含む。
研究誌掲載料	300,000	290,000	10,000	1名1万円
利息収入		155	-155	
合計	6,800,000	5,840,655	-959,345	

支出の部

	今年度予算	昨年度実績	増減	備考
大会開催費	1,700,000	1,452,015	247,985	第2回研究大会(小樽商科大学) 会場費、諸謝金、スタッフ人件費、懇親会費、交通費
学会誌出版費	1,800,000	1,546,970	253,030	「地域活性研究」第2号発刊
印刷費	850,000	813,015	36,985	第2回研究大会論文集発刊
部会費	500,000	109,972	390,028	50,000×6部会=30万円、予備費20万円
シンポジウム費	100,000	57,750	42,250	シンポジウム運営費用
送料	150,000	157,460	-7,460	会員への各種送付物運賃、自治体・大学・商工会議所等への郵送物
会合費	150,000	146,945	3,055	理事会、委員会開催費用
消耗品費	200,000	225,090	-25,090	封筒、事務局用消耗品
支払手数料	150,000	136,697	13,303	自動引落システム(三菱UFJﾌｸｸ)使用手数料、振込手数料
広告宣伝費	250,000	890,437	-640,437	大会案内リーフレット
事務委託費	630,000	300,000	330,000	月52,500×12か月
合計	6,480,000	5,836,351	643,649	

収支

	今年度予算	昨年度実績	増減
当期収支	320,000	4,304	-1,602,994
昨年度繰越	-514,858	-519,162	
翌年度繰越	-194,858	-514,858	

(2) 事業計画案

①年次大会・総会

第2回研究大会 2010年7月10日(土)～11日(日)小樽商科大学

第3回研究大会 2010年7月頃 早稲田大学

※今後は、原則として1年ごとに首都圏、地方の交互開催とします。

②シンポジウム、共催、後援行事

今年度も引き続き、各機関、団体と連携して積極的に開催します。

③部会の開催

現在活動中の5部会に加え、希望があれば新たな部会設立を呼びかけます。

④機関誌、情報誌、および学術図書等の刊行

- ・2011年3月「地域活性研究」Vol.2を発刊
- ・ニュースレター(メールによる発信)の発行

⑤地域調査・研究、地域連携、政策提言の実施、およびその成果の公表

さまざまなリサーチ、地域連携事業、政策提言活動を行ってまいります。

⑥講演会、研修セミナーの開催

講演会、研修セミナーを全国各地で企画・開催いたします。

⑦国内外の研究ネットワークの形成

国内はもとより、地域活性に関する海外事例の収集や海外との研究交流を行います。

⑧学会認定資格「地域活性士(仮称)」創設の検討

地域活性化人財教育部会において検討を行ってまいります。

(3) 検討事項

- ・現在、会員数は455(個人351、学生89、団体15)であるが、会員増には本学会の情報発信がもっと必要である。
- ・会員が情報共有できる掲示板のようなツールが必要である。
- ・各大学の地域再生システム論についても、共有するために、本学会のHPでシラバスなど公開した方がよい。
- ・研究大会とは別に、年2回程度、全国各地において、学生やNPOが参加できる集会を開催しても良いのではないか。
- ・地域活性化機構との関係を強化する。
- ・海外との関係は海外との関係を持つ会員が情報を持ち寄って組織作りを進めることが望ましい。
- ・地域別および分野別の学会活動を一層推進する。

4. 第3号議案 役員改選の件(案)

会 長	清成忠男 (法政大学)	—————	—————
副会長 3名	大宮登 (高崎経済大学) 岡本義行 (法政大学) 中嶋聞多 (法政大学)	学会誌編集委員会◎ 総務企画委員会◎ 研究推進委員会◎	総務企画委員会 学会誌編集委員会 総務企画委員会
理事 21名 (1名退任、 1名新任)	石田光義 (早稲田大学) 伊藤一 (小樽商科大学) 上西康文 (国税庁 税務大学) 大宮登 (高崎経済大学) 岡本義行 (法政大学) 木村俊昭 (農林水産省) 清成忠男 (法政大学) 末松広行 (農林水産省) 園田正彦 (三井物産戦略研究所、 エスアールジャパン) 高松和幸 (獨協大学) 舘 逸志 (内閣府) 中嶋聞多 (法政大学) 永松俊雄 (室蘭工業大学) 中森義輝 (北陸先端科学技術大 学院大学) 那須清吾 (高知工科大学) 根本祐二 (東洋大学) 野中資博 (島根大学) <u>(市川 雅一)※退任</u> <u>→高田寛文 (内閣官房)※新任</u> 御園慎一郎 (愛知東邦大学) 村岡元司 (早稲田大学) 東英弥 (宣伝会議)	学会誌編集委員会 広報交流委員会○ 総務企画委員会 学会誌編集委員会 総務企画委員会 広報交流委員会◎ ————— 研究推進委員会 広報交流委員会 ————— 研究推進委員会○ 研究推進委員会 研究推進委員会 総務企画委員会○ 学会誌編集委員会○ ————— 学会誌編集委員会 広報交流委員会 研究推進委員会 ————— 学会誌編集委員会 総務企画委員会 広報交流委員会 広報交流委員会	総務企画委員会 学会誌編集委員会 総務企画委員会 ————— 総務企画委員会
監事 2名 (1名退任、 1名新任)	<u>(佐賀浩)※退任</u> <u>→坂本成次 (内閣官房)※新任</u> 西浦道明 (公認会計士・アタッ クスグループ)	研究推進委員会 ————— 研究推進委員会	
本部 理事	尾羽沢信一(法政大学)	事務局長	

◎委員長、○副委員長

※市川理事は内閣官房の人事異動により退任し、後任の高田寛文氏を理事としたい。

※佐賀監事は内閣官房の人事異動により退任し、後任の坂本成次氏を監事としたい。

※会長、副会長は理事を兼ねる。

【参考資料】地域活性学会 会則

(名称)

第1条 本会は、地域活性学会(The Japan Association of Regional Development and Revitalization)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域活性化の研究と実践のために以下の4つを目的とする。

- ①地域活性化を担う人財の育成(教育)
- ②地域活性化に関する学際的研究(研究)
- ③地域活性化に関する政策提言(政策提言・地域貢献)
- ④地域活性化のための協力体制(ネットワーク)の構築(国内連携・国際交流)

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年次大会およびその他の学術的会合の開催
- (2) 機関誌、情報誌、および学術図書等の刊行
- (3) 地域調査・研究、地域連携、政策提言の実施、およびその成果の公表
- (4) 講演会、研修セミナーの開催
- (5) 国内外の研究ネットワークの形成
- (6) その他目的を達成するために必要な事業および活動

(会員の種類と権利)

第4条 本会の会員を次の4種とする。

- (1) 個人会員 本会の趣旨に賛同する者
- (2) 学生会員 本会の趣旨に賛同する学生・留学生(3年経過した後、個人会員へ異動)
- (3) 団体会員 本会の趣旨に賛同する法人・団体
- (4) 特別賛助会員 本会の趣旨に賛同し特別な支援をする法人・団体
- (5) 会員は以下の権利を有する。
 - ①全会員は研究発表の機会が与えられる。
 - ②全会員はその他の事業活動に参加する機会が与えられる。
 - ③全会員は機関誌等の配布を受ける。
 - ④個人会員、団体会員、特別賛助会員は1票の役員の被選挙権を有する。
 - ⑤個人会員、団体会員、特別賛助会員は総会において1票の表決権を有する。

(会員の入会)

第5条 本会の入会を希望するものは、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

なお、学生会員の入会については別に定める。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は次の義務を守らなければならない。

- (1) 会則、議決の遵守
- (2) 会費の納入。会費については内規に定める。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは理事会の議を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為のあったとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事 | 30名以内 |
| (4) 本部理事 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第10条 理事は監事を含む役員選考委員会を組織し選任する。

- 2 会長、および副会長は、理事の中で互選する。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。
- 4 本部理事は会長が指名する。

(役員の仕事)

第11条 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は会長および副会長を補佐し、日常の会務に従事する。同時にまた、理事会および総会の決議した事項を処理し執行する。
- 4 監事は本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会および総会に報告する。

(役員・役職の任期)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 同一の役職には連続して3期までしか留まることはできない。
- 3 補欠により選出された役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 4 役員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を遂行する。

(役員を解任)

第13条 役員に本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その任期中といえども総会の議決により会長がこれを解任することができる。

(評議員)

第14条 本会に評議員をおく。評議員は理事会で会長が推薦し総会の承認を受けて会長が委嘱

する。

- 2 評議員の構成、運営等必要事項は別に定める。
- 3 評議員は、評議員会の構成員として理事会の諮問を受けてこれに答申する。
- 4 委嘱期間は2年とし再任を妨げないが、連続して3期までしか留まることは出来ない。

(特別顧問・顧問)

第15条 本会に特別顧問と顧問をおく。特別顧問と顧問は本学会に貢献実績のあるものとし、理事会で会長が推薦し総会の承認を受ける。

- 2 特別顧問と顧問の条件等については別に定める。

(議決機関)

第16条 本会に総会および理事会を置く。

- 2 総会は会員をもって構成し、本会の最高議決機関としてその事業および運営に関する重要事項を審議決定する。
- 3 理事会は本会の最高執行機関として本会の事業と運営の責任を負う。

(総会)

第17条 通常総会は、毎年1回、会長が召集し、次の事項を処理する。

- (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他理事会あるいは総会において必要と認められた事項
- 2 臨時総会は理事会または監事が必要と認めるとき、会長がこれを召集することができる。
 - 3 通常総会、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選できめる。
 - 4 総会の召集は少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時、場所を記した書面をもって通知する。総会は会員現在数の5分の1以上の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
 - 6 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 7 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。
 - 8 総会の議事録は事務局が作成し、議長および出席者2名が署名捺印のうえ、事務局がこれを保存する。

(理事会)

第18条 理事会は年2回以上会長が召集する。

- 2 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、理事会を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- 3 理事会の議長は会長があたり、会長に事故がある場合は副会長があたる。
- 4 理事会は出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会の議事録は事務局が作成し、議長および出席者2名が署名捺印のうえ、事務局がこれを保存する。

(委員会・部会等)

第19条 本会は事業を遂行するために各種の委員会、部会等を置く。

(資産)

第 20 条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) 寄付された物品
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、原則として、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(事務局)

第 22 条 本会の会務の遂行のために、事務局を置く。

(会則の変更)

第 23 条 本会則の変更は、理事会または会員の 5 分の 1 以上の提案により、総会の出席者 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(細則および内規)

第 24 条 本会則の細則および内規は、総会および理事会の議決を経て別に定める。

(解散)

第 25 条 本会の解散を、理事会または会員の 5 分の 1 以上の提案により、総会の出席者 3 分の 2 以上で決議できる。

附 則

本会則は 2008 年 12 月 24 日より施行する。

改 正

2009 年 7 月 11 日

地域活性学会

事務局

〒102-8160

東京都千代田区富士見 2-17-1 法政大学 内

TEL 03-3264-9541 FAX 03-3264-9568

メール chiiki@hosei-web.jp

URL <http://www.hosei-web.jp/chiiki>